

問い合わせ先

熊本県北広域本部 収税課

☎0968・25・4115

納期限のまでに、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

自動車税についてのお知らせ

●自動車税の納付は6月1日(月)までに

自動車税の納税通知書を5月はじめに送付しています。

問い合わせ先

熊本地方・家庭裁判所玉名支部

☎0968・72・0037

熊本地方・家庭裁判所玉名支部

5月20日(水)

午前10時～午後3時

お問い合わせ先

一般の法律問題や家庭問題、登記や戸籍の問題など、口頭で感じるさまざまな疑問に専門の弁護士や調停委員が相談に応じます。予約は不要です。ぜひご相談ください。

無料法律相談会を実施します

熊本県じこ相談・支援センター

☎0968・52・6613

問い合わせ先

合弁・弁護士による特別労働相談も実施しています。



くらしの情報

行政相談委員のお知らせ

和水町では次の人が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

杉原 幸壽さん(再任)
笠 輝博さん(新任)

行政相談委員は、行政相談法に基づき、行政運営の改善などに熱意を有する人に委嘱するものです。

住民の皆さんの毎日の暮らしのなかで感じた、役場の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と役場とのパイプ役となり、その解決のお手伝いをします。相談は無料で秘密は守られます。和水町では、定期的に相談所を開設

していますので、お気軽にお越しください。なお、開設の日時や場所はその都度広報します。

問い合わせ先

本庁 総務課 総務係

☎0968・86・5720

「特設人権相談所」を開設します

家庭内・近隣間のもめごと、相続金銭問題などでの悩みごと、人権問題、その他さまざまな心配事や悩み事など何でも結構です。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

6月1日(月)

午前10時～午後3時

問い合わせ先

和水町中央公民館・三加和公民館

※特設人権相談所以外でも、人権擁護委員の自宅、熊本地方事務局玉名支局(玉名合同庁舎4階)☎0968・72・2347で、毎日相談を受け付けています。

問い合わせ先

本庁 税務住民課 戸籍住民係

☎0968・86・5723

特別労働相談を実施します

熊本県じこ相談・支援センターでは、労働時間、賃金、解雇などの労働条件に関することや職場でのトラブルについて、問題の解決に向けた助言を行います。また、より専門的な助言が必要な場

菊水史談会講演会を開催します

5月31日(日)

午後1時30分開演

問い合わせ先

和水町中央公民館1階

演題 「邪馬壹国から九州王朝へ」江田船山古墳と九州年号の意味するもの」

講師 古田史学の会編集長 古賀 達也氏

参加費 100円(資料代)

問い合わせ先

菊水史談会事務局長 前垣 芳郎

☎0968・787・4460

親子わくわく体験農園のご案内

田植えや芋掘り、パン作り体験、牧場見学、プロ野球選手の折れたバットを材料にした箸づくり、イチゴなどの収穫体験などを予定しています。ぜひご参加ください。

期間 5月～12月(毎月1回土曜日)

対象者 小学校1～6年生の親子

参加費 1家族5,000円

募集定員 30組

募集期限 5月7日(木)

申込方法 メールでの申し込みになります

※定員数を超える申し込みがあった場合は、抽選となります。

問い合わせ先

JAたまな 総合企画室

☎0968・72・5106

Eメール komoto@jatamana.or.jp

—和水町に献血バスが来ます—

- ① 6月 4日(木) 本庁
- ② 6月 19日(金) 総合支所

受付時間：午前9時30分～11時30分
午後0時45分～4時



問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111(内線751)

かんきつ栽培農家の皆さんへ

種苗法を守りましょう!

品種登録されたかんきつの品種については、育成した人の許可なしに利用することが種苗法で禁止されています。

長い年月をかけて育成された品種は産地の大切な財産です。もし、県外や国外に品種が流出すれば、実際に損害を被るのは産地の皆さんです。生産者ひとりひとりが種苗法を守って、正規のルートで購入した苗木を用いましょう。

種苗法とは

登録された品種について、その品種を育成した人(育成者権者)の権利を守るための法律です。育成者権者以外の方が、この品種を利用(種苗や種苗を用いて得られる収穫物、加工品の生産、譲渡、輸出入など)する場合は育成者権者の許諾(許可)が必要となります。

種苗法に違反すると

侵害行為を行うと、故意の場合は罰則として、個人は10年以下の懲役および1,000万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金が科せられます。

種苗法を守るために

- ①登録品種の苗は正規のルートから購入しましょう。
- ②自分が作っている果樹の品種名を確認しましょう。
- ③個人での苗木・穂木のやりとりはやめましょう。



問い合わせ先 熊本県 農林水産部生産局 農業技術課 ☎096・333・2380
園芸課 ☎096・333・2394

子どもと高齢者の交通事故防止

5月11日(月)～20日(水)

春の全国交通安全運動

5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

自転車の安全利用の推進

全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶